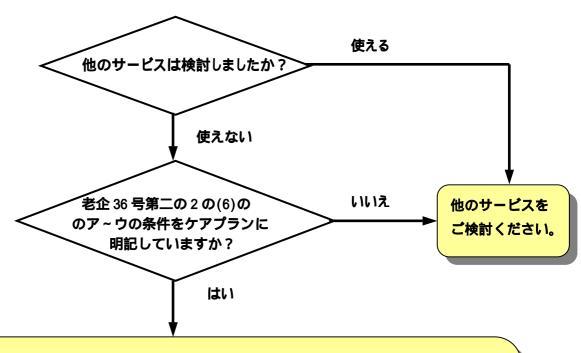
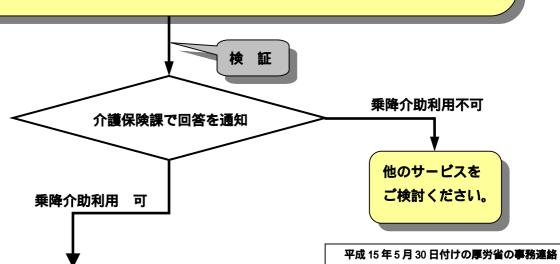
家族が同乗を希望する場合

同乗者が本来訪問介護員等が一人で行うべき の ~ の介助が出来ない事を前提として、



- ・他のサービスを使えない理由
- ・同乗者では乗降介助が困難な理由
- ・その同乗者が同乗しなければならない理由
- ・他必要事項

を<u>ケアプランに明確に記載</u>し、 確認書・ケアプランの写し・ 他必要書類を添付して、介護保険課へ 提出して下さい。



通院等乗降介助での車両(介護・福祉タクシー等) において、家族の同乗利用が可能となります。 「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、居宅サービス計画に位置付ける必要があると規定されており、こうしたアセスメントが行われていない場合、「通院等のための乗車又は降車の介助」は不適正な給付として返還を求め得るものである。